

2016年1月5日
日 本 銀 行

日本銀行が新たに買入対象とする指数連動型上場投資信託に 関する意見募集について

1. 意見募集の目的

日本銀行は、昨年12月17・18日の金融政策決定会合において、指数連動型上場投資信託（ETF）の買入れについて、従来の3つの指数（TOPIX、日経225、JPX日経400）に連動するもののほか、「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするものを加えることを決定しました。これらの企業の株式を対象とする新たな指数が作成され、これに連動するETFが上場された場合には、この施策の趣旨に合致するものを、本年4月以降、購入の対象とします。

対象の検討に当たり、以下のとおり、市場関係者の皆様（以下の①～④に挙げる方とします）からご意見を募集します。

- ① 日本銀行の取引先金融機関等およびこれらの先が加盟する各業態の協会
- ② 投資信託協会およびその会員会社
- ③ 国内の金融商品取引所
- ④ 現に上場されている国内株式対象のETFが連動する指数の算出会社

2. 意見募集の内容

日本銀行が、今後、新たな指数の枠組みやそれに連動するETFの基準を検討するに当たり、参考となるご意見を募集します。なお、ご意見の提出に関して、別紙の内容をご参照ください。

3. 意見提出期間

2016年1月15日(金) ～ 2016年2月1日(月)

4. 意見提出方法

適宜の書式（ファイルを添付する場合には、Word、Excel または PDF 形式にして下さい）により、法人名、部署名、氏名を含めて連絡先を明記のうえ、電

子メールで以下の送付先にお送りください。

ご意見送付先 : post.mad5@boj.or.jp

5. 頂いたご意見の取扱い

日本銀行では、頂いたご意見を踏まえて検討の上、指数や買入対象銘柄の基準についての考え方を取り纏める予定です。その過程で、今回頂いた主なご意見に言及することがあり得ますが、ご意見の具体的内容やご意見を頂いた法人名等を明らかにすることはございません。また、ご意見への個別の回答は行いませんので、予めご了承ください。

6. 説明会の開催

2016年1月14日(木) 16時から、日本銀行本店において、1.に記載した本件意見募集の対象となる企業・協会で実務を担当しており、意見提出をお考えの方々を対象に、今回の意見募集についての説明会を開催します(所要30分程度)。出席をご希望される場合には、法人名、出席される方(最大2名)の氏名、部署名、電話番号を、下記の連絡先に電子メールでご連絡ください(2016年1月8日(金)正午締切)。

ご連絡先 : post.mad5@boj.or.jp

(注)ご連絡を頂いた方には、入館方法等をご案内する返信を前日までに差し上げますので、ご確認ください。なお、希望多数の場合、申込み順により、一部の方を同日17時半からの枠でご案内することがありますので、予めご了承ください。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行企画局 廣瀬 03-3277-2877、post.mad5@boj.or.jp

ご意見の提出にあたって

- 大きく以下の観点からのご意見を広く募集いたします。
 - ① 「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」を選定する場合に勘案することが適当な情報として、何が考えられるか。
 - 設備投資額、従業員給与金額、雇用者数といった指標以外にも様々な情報が活用できると考えています。
 - ② 当該指数に連動するETFについて、日本銀行が買入れる観点から十分な信用力や流動性を確保するために設けることが適当な基準はあるか。
 - ③ 当該指数に連動するETFについて、日本銀行以外の民間の投資家にも広く保有されるために具備すべき要件として、留意すべき点はあるか。
- 具体的な要件案としては、以下のようなものが挙げられます（あくまで例示であり、より詳細かつ全般に亘るご提案をお寄せ頂ければ幸いです）。

(例)

- ・ 給与総額のほか平均年間給与の伸びを活用する。
- ・ 新卒採用数や女性採用比率を公表している企業を対象に、その伸び率を勘案する。
- ・ 設備投資額や給与総額の増加のほか、設備・人材投資が収益力の向上に繋がっていることを確認するうえで収益性・生産性を表す指標（ROE等）を参照する。
- ・ エンハスト型、レバレッジ型、インバース型の指数としない。
- ・ 指数の構成企業が〇期連続で最終赤字ではないことを条件とする。
- ・ 指数の構成企業は最低〇社以上とする。
- ・ 構成比率は浮動株ベースで決定する。
- ・ 構成企業の株式が国内の金融商品取引所で年間〇日以上売買が行われていることを条件とする。
- ・ 構成企業の発行株式の時価総額が〇億円以上とする。
- ・ 指数に連動するETFのIndicative NAVが、高い頻度かつ無償で入手可能である。
- ・ 当該ETFが日本銀行以外の主体にも保有され、日本銀行の保有比率は〇%以内とする。

⋮